

## 地域医療を担う医師の確保に向けた対策を求める意見書

医療法及び医師法の一部を改正する法律において、都道府県は、医師確保計画を策定し、地域の実情を踏まえた医師の不足及び偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

本県では、山形県医師確保計画を策定し、修学資金の貸与や臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスを開催するなど、医師少数県からの脱却に向けて取り組んでいるところであるが、臨床研修医のマッチング率が都市部に比べて低いなど、依然として都市部へ医師が集中している状況である。

また、2024年4月以降、医師の働き方改革として、勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されるが、医師が不足している地域において十分な医師確保が図られないまま対応を迫られた場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念される。

よって、国においては、地域医療を担う医師を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しを行うなど、医師の都市部への偏在を是正し、地域に医師が定着するための対策を講じること。
- 2 医師の働き方改革の推進にあたっては、医師が不足している地域での更なる医師不足を助長することがないように、地域における医師の確保・偏在対策の着実な進展と一体的に取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

衆議院議長 細田博之 殿  
参議院議長 山東昭子 殿  
内閣総理大臣 岸田文雄 殿  
厚生労働大臣 後藤茂之 殿

山形県議会議長 坂本貴美雄